

税の申告

申告は正しく、お早めに

税の申告相談と受け付けを行います。受付期間は左の表①・7ページの表②の通りです。

申告書や収支内訳書などの提出書類は、できるだけ本人が作成し、提出してください(自書申告)。また、納税は「口座振替」、還付は「口座振込」をお勧めします。

Step2

会場と日時をチェック

Step1

まずは期間をチェック

相談と申告書の受付期間

- ▽市民税・県民税、所得税 3月15日(木)まで。
- ▽贈与税 3月15日(木)まで。
- ▽個人事業者の消費税・地方消費税 4月2日(月)まで。

①所得税・贈与税・消費税の申告相談と受け付け

会場	日時
マロニエプラザ (元今泉6丁目)	▽平日 2月16日(金)~3月15日(木)、午前9時~午後4時。 ▽休日 2月18・25日(日)、午前9時~午後4時。

- ▽会場の混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。
- ▽現金納付の窓口業務は行いません。
- ▽期間中は宇都宮税務署内での申告相談は行いません。
- ▽2月16日~3月9日(土・日曜日を除く)は、税理士会による無料申告相談も実施します。

簡単・便利 確定申告書をHPで作成し郵送で提出できます

- 確定申告書等作成コーナー 国税庁(HP)「確定申告書等作成コーナー」で作成し、自宅のプリンターで印刷した申告書を、郵送などで提出できます。詳しくは、国税庁(HP)<http://www.nta.go.jp>をご覧ください。
- 電子申告(e-Tax) 所得税・消費税・贈与税の申告や納税などの手続きを、インターネット「e-Tax」で行うことができます。利用には、電子証明書の取得など、事前準備が必要です。詳しくは、e-Tax(HP)<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

所得税の申告

■所得税、贈与税、消費税の申告相談と受け付けの会場 上の表①の通り。

確定申告が必要な人

- ▽事業所得や不動産所得など、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える。
- ▽平成29年中に土地や建物、株式などの資産を売った。
- ▽給与所得のある人で次のいずれかに該当する。①給与の収入金額が2000万円を超える②給与・退職以外の所得金額の合計額が20万円を超える③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与・退職以外の所得金額との合計額が20万円を超える④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与の他に貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた。

▽公的年金などの収入があり、年金以外の所得が20万円を超える人で、所得の合計が所得控除の合計を超える。

■所得税の還付申告ができる人

- ▽年の途中で退職した後、就職せず年末調整を受けていないため、所得税を納めて過ぎている。
- ▽給与所得者で、医療費控除や社会保険控除を追加することで源泉所得税の還付を受けられる。
- ▽公的年金などの雑所得で、医療費控除、社会保険料控除や生命保険料控除を追加することで源泉所得税の還付を受けられる。

確定申告書にマイナンバーの記載が必要です

平成28年以降の確定申告書には、申告者本人や扶養親族などのマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。また、確定申告書を提出の際、申告者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)などの本人確認書類の提示またはその写しを添付する必要があります。扶養親族などの本人確認書類の提示または添付は不要です。

●宇都宮税務署 ☎(621)2151 (自動音声案内)

- 税務署へは公共交通機関のご利用を 毎年1~3月は申告書提出のため、税務署に多くの人が来署します。できるだけ公共交通機関をご利用ください。●宇都宮税務署 ☎(621)2151 (自動音声案内)
- 申告会場周辺の混雑緩和にご協力を 申告期間中は、市役所、各申告受け付け会場ともに大変混雑します。申告書はなるべく郵送でご提出ください。●市民税課 ☎(632)2221・2214・2217・2233

本文中に記載がないものは、原則として、対象となる方も、費用も無料、申込も不要(定員の記載があり申込の記載がないものも、当日、直接会場へ)。HPはホームページ、Eメールはアドレス、地区市民センター、出張所、生涯学習センター、地域のコミュニティセンター、市民活動センター

申告に必要な持ち物

(領収書や証明書などは平成29年中のもの)

▽申告書。または、税務署から送付されたお知らせのはがき。

▽申告者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)。または次の全ての書類。①マイナンバー(個人番号)確認書類=通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しなど②身元確認書類=運転免許証、障がい者手帳、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、写真付きの社員証・学生証など。

※郵送の場合は①②のコピーを添付。マイナンバーカードは表裏両面コピーが必要。なお、扶養親族などの本人確認書類は不要。

▽印鑑(ゴム印不可)。

▽給与所得や年金所得のある人は、源泉徴収票(原本)。

▽事業所得(営業・農業など)や不動産所得のある人は、収入や必要経費を計算できる収支内訳書。青色申告の人は決算書。

▽国民健康保険料(料)・介護保険料・国民年金保険料・その他の社会保険料の支払金額が分かる書類。

▽生命保険料・地震保険料の控除証明書。

▽雑損控除・寄付金控除などの控除を受ける人は、それを証明できる書類。

▽医療費控除を受ける人は、自身で作成した医療費控除の明細書。

▽還付金を振り込む金融機関の預貯金口座番号が分かるもの。

2 市民税・県民税の申告相談と受け付け

会場	日時
市民税課(市役所2階)	▽平日 2月16日(金)~3月15日(木)、午前8時30分~午後5時15分。 ▽休日 2月18・25日(日)、午前9時~午後4時
上河内区(中里町)	2月13日(火)~15日(木)、午前9時~午後3時
河内総合福祉センター(白沢町)	2月13日(火)~15日(木)、午前9時~午後3時
瑞穂野区(下桑島町)	2月16日(金)午前9時~午後3時
篠井区(下小池町)	2月16日(金)午前9時~午後3時
城山区(大谷町)	2月19日(月)・20日(火)、午前9時~午後3時
姿川区(西川田町)	2月19日(月)~21日(水)、午前9時~午後3時
豊郷区(岩曾町)	2月21日(水)~23日(金)、午前9時~午後3時
清原区(清原工業団地)	2月22日(木)・23日(金)、午前9時~午後3時
横川区(屋板町)	2月22日(木)・23日(金)、午前9時~午後3時
平石区(下平出町)	2月26日(月)・27日(火)、午前9時~午後3時
雀宮区(新富町)	2月26日(月)~28日(水)、午前9時~午後3時
国本区(宝木本町)	2月27日(火)・28日(水)、午前9時~午後3時
富屋区(徳次郎町)	3月1日(木)午前9時~午後3時

市民税・県民税の申告

■市民税・県民税の申告相談と受け付けの日時・会場
上の表2の通り。

■市民税・県民税の申告用紙

昨年中に申告をした人などへ2月上旬に発送します。届かない人で申告が必要な場合は、市民税課または各区分(市街)からも取り出し可)で入手してください。

所得税の確定申告を税務署に提出する人は、市民税・県民税の申告を市に提出する必要はありません。

■申告が必要な人

▽平成30年1月1日現在、市内に居住し、平成29年中に営業・農業などの所得があった。

▽給与収入があり、次のいずれかに該当する。①勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない②給与・退職以外の所得金額の合計額が20万円以下③所得税の納付はないが、市民税・県民税で医療費控除などの控除を追加する。

または公的年金などと年金以外の所得が20万円以下で源泉徴収票に記載されている控除以外に市民税・県民税で扶養控除や社会保険料控除などを追加する。

■年金収入400万円以下の人
次の全てに該当する人は、平成23年分の確定申告から医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告の必要がありません。①公的年金などの収入が400万円以下②それ以外の所得が20万円以下。

ただし、市民税・県民税で控除の追加をする場合は、申告が必要です。また、外国の法令に基づく公的年金を受給している場合は、平成27年分から確定申告が必要です。

■所得がなかった人も市民税・県民税の申告を
申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定基礎となります。

申告がないと、負担割合の正しい算出ができませんので、所得がなかった旨の申告が必要です。

◎住民税の家屋敷課税・事業所課税 本市以外の市区町村で住民税が課税されている人で、市内に住宅や事務所・事業所がある場合は、道路の管理・ごみ収集・小中学校の運営・消防や救急などの行政サービスを受けているため、課税の対象になります。詳しくは、27ページをご覧ください。

◎この特集についての問い合わせは、市民税課(632)2221・2214・2217・2233へ。